

第6章 浦添市再犯防止推進計画

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画です。

1. 計画策定の趣旨

日本における刑法犯の認知件数が2002年以降減少し続けるなかで、初犯者と比べて再犯者の減少幅が小さく、再犯率の上昇が課題として認識されるようになりました。再犯の防止には刑事司法的なアプローチだけではなく、福祉や教育も含めたより幅広い支援が必要です。再犯を繰り返す人のなかには、幼少期の厳しい生育環境に要因があると思われる人や、生活苦から罪を犯したあと再就職できず家も借りられないなかで再び犯罪に至った人、また本人の障害に起因する特性がありつつも福祉的支援を受けてこなかった人などがいることが分かっています。

このような状況を受けて、国会において2016年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が制定、施行されました。国は翌年12月に「第一次再犯防止推進計画」（計画期間：2018～22年度）を閣議決定し、5つの基本方針と7つの重点課題を整理しました。

また、沖縄県においても「沖縄県再犯防止推進計画」（計画期間：2020～2024年度）を策定し、国の計画をもとに6つの支援策を位置づけています。

国はこの間の成果と課題をとりまとめ、2023年3月に「第二次再犯防止推進計画」（計画期間：2023～27年度）を閣議決定し、以下の7つの重点課題を示しています。

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

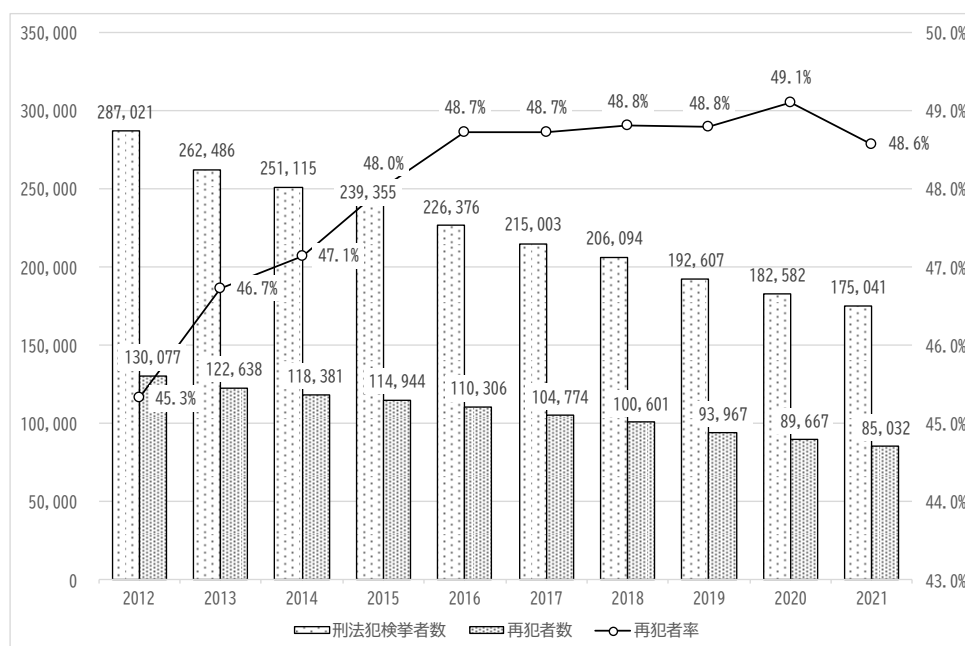
浦添市でも第五次地域福祉計画・第六次地域福祉活動計画（計画期間：2019～2023年度）において、「罪を犯した人の社会復帰の支援」を位置づけ、再犯防止に取り組んできたところです。新たに第6次地域福祉計画・第7次地域福祉活動計画（計画期間：2024～2028年度）を策定するにあたって、国及び県の支援動向を踏まえて、本市における再犯防止の取り組みをさらに推進するため、「第1次浦添市再犯防止推進計画」を策定いたします。本計画は、2024（令和6）年度を初年度とし、2028（令和10）年度を目標年度とする5年計画とします。

2. 再犯防止に関する現状と課題

(1) 全国の状況

全国の刑法犯検挙者数と再犯者数についてみると、ともに減少を続けていますが、再犯者数の減少幅が刑法犯検挙者数の減少幅よりも小さいため、再犯者率が上昇し2015年以降48～49%で推移しています。

■全国の刑法犯検挙者数及び再犯者数



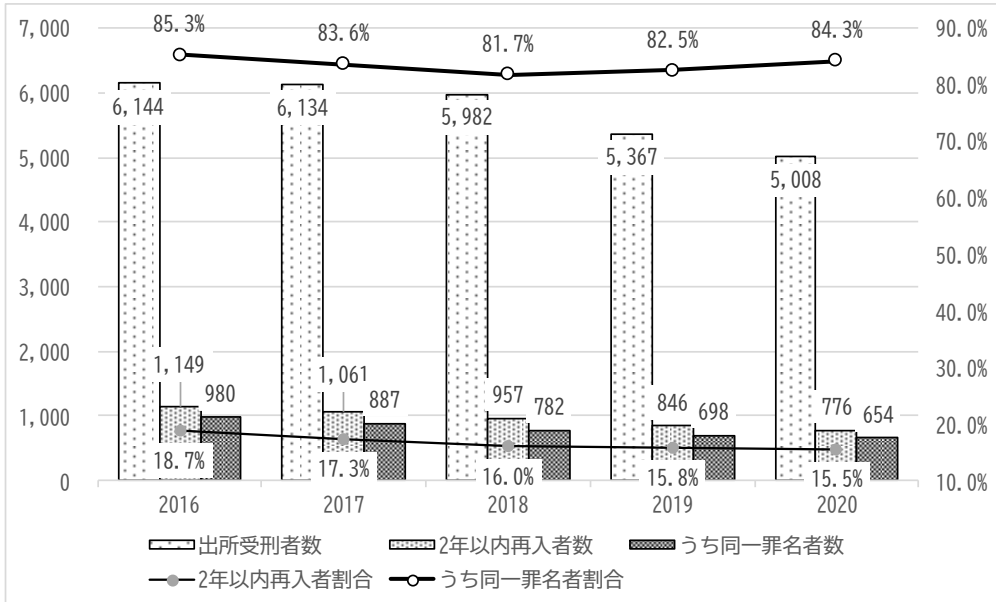
※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

出典：法務省「令和4年版再犯防止推進白書」

全国の覚醒剤取締法違反の出所受刑者についてみると、減少傾向にあり、2年以内再入所者数やその割合も同様に減少しています。他方で、2年以内再入所者数のうち同一罪名者が占める割合は8割台で推移していることから、覚醒剤をやめられず依存傾向にある人が多いことがうかがえます。

■全国の覚醒剤取締法違反の出所受刑者数



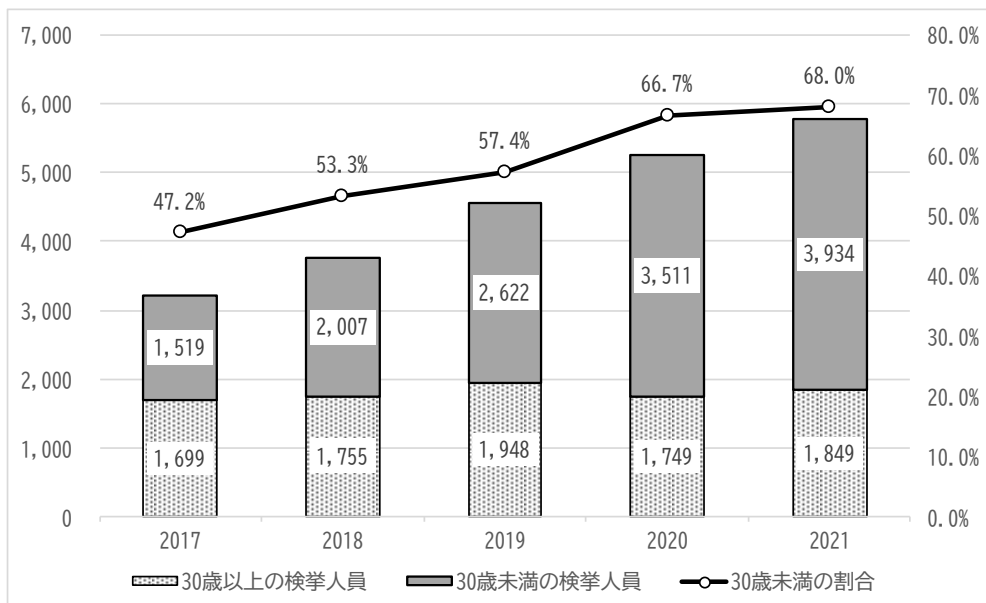
※2年以内再入率：各年の出所受刑者に占める「2年以内再入者数」の割合である。

「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者（出所事由が満期釈放又は仮釈放の者）のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに、前刑出所後の犯罪により再入所した者の人員である。

出典：法務省「令和4年版再犯防止推進白書」

また、全国的に大麻事犯の検挙人員が増加の一途をたどっています。特に30歳未満が占める割合が高くなっており、直近では検挙人員の約3人に2人が30歳未満です。

■全国の大麻事犯の検挙人員

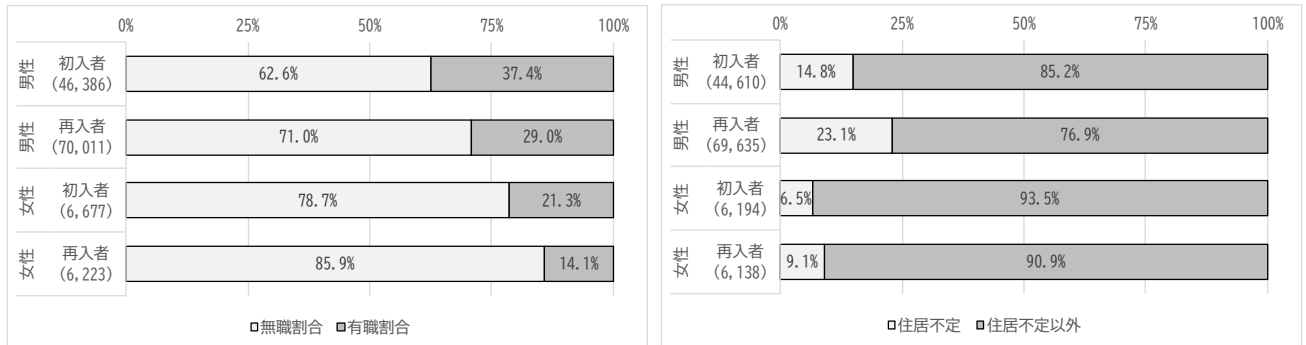


出典：法務省「令和4年版再犯防止推進白書」

再犯防止に関するこれまでの取組みから、無職や住居が定まっていない状態は再犯につながりやすいことが分かっています。

刑務所への初入者及び再入者について、2015～2019年の累計をみると、初入者と比べて再入者のほうが犯行時に無職だった割合が男女ともに7～8ポイント高くなっています。また、初入者と比べて再入者のほうが犯行時に住居不定だった割合が高く、男性で約8ポイント、女性で約3ポイント高くなっています。

■男女別初入者・再入者の無職・住居不定の割合



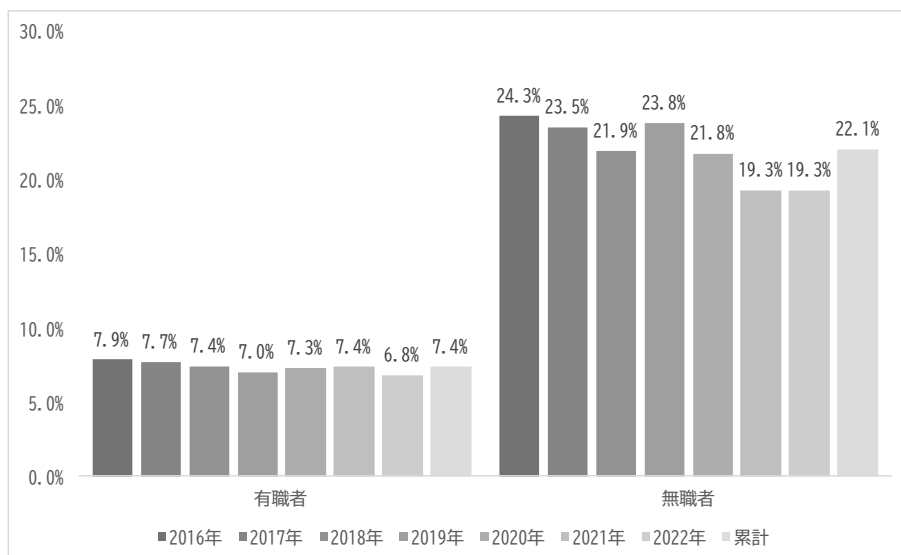
※2015～2021年の累計。犯行時の就労・居住状況による。

「無職」は定収入のある無職者を含む。居住状況が不詳の者及び来日外国人は除く。

出典：令和4年版及び2年版の犯罪白書における法務省大臣官房司法法制部資料をもとに作成

さらに、保護観察対象者の再犯率についてみると、2016～2022年の累計で有職者が7.4%（8,902人）であるのに対し、無職者が22.1%（9,208人）と、無職者のほうが有職者よりも約3倍高くなっています。

■保護観察対象者の再犯率



※2016～2022年の累計。職業不詳は除く。

「無職者」は定収入のある無職者、学生・生徒及び家事従事者を除く。

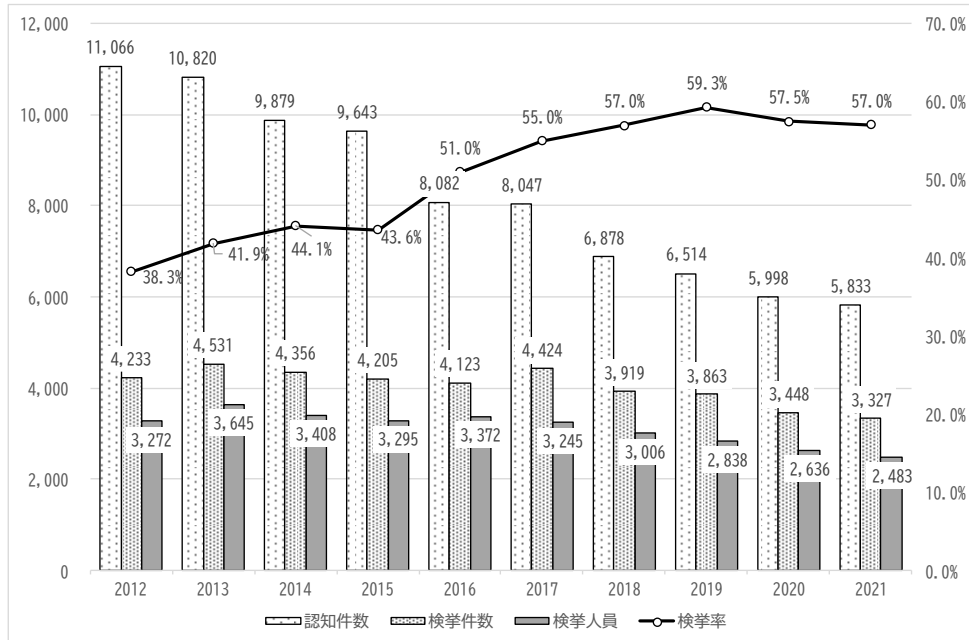
「再犯率」は、有職者及び無職者に対する保護処分取消し、仮釈放取消し、刑執行猶予取消し、戻し収容及び身柄拘束のまま保護観察が終了となった者の比率。

出典：2022年の保護統計及び2021年の保護統計データベースをもとに作成

(2) 沖縄県の状況

沖縄県における2012年から2021年までの10年間の刑法犯総数の推移をみると、認知件数が一貫して減少しています。検挙率（認知件数に占める検挙件数の割合）は2015年以降増加傾向にあり、近年は50%台後半で推移しています。

■ 沖縄県内の刑法犯総数

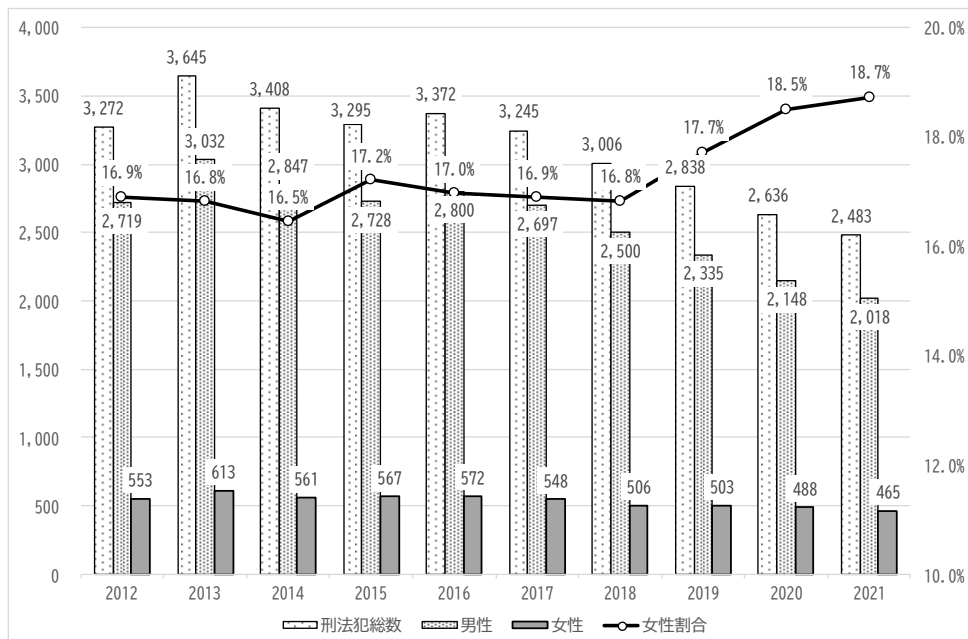


※検挙率は「検挙件数」÷「認知件数」

出典：沖縄県警察「犯罪統計資料 令和4年（確定値）」

刑法犯検挙人員の推移をみると、男女ともに2016年から減少傾向となっています。なお、男性の減少幅のほうが女性の減少幅より大きいため、検挙人員に占める女性の割合が2018年以降増加傾向となっています。

■ 沖縄県内の刑法犯検挙人員

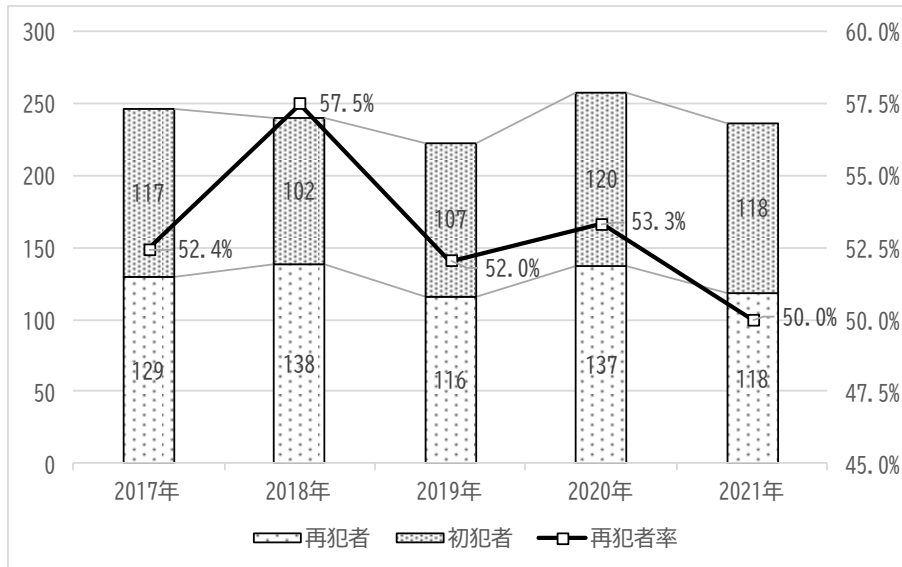


出典：沖縄県警察「令和3年犯罪統計書」

(3) 浦添警察署管内の状況

浦添警察署管内における刑法犯の検挙者数は 220 人台～250 人台で推移しています。再犯者率は増減を繰り返しながらも全体的には減少傾向にあり、2021 年には 50.0%となっています。

■浦添警察署管内の刑法犯検挙者数



※浦添警察署の管轄区域は浦添市・西原町・中城村のうち字南上原の一部。

※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

※犯行時年齢が 20 歳以上のものを計上している。

出典：法務省矯正局提供データ（警察署別犯罪統計データ）を基に浦添市作成

薬物事犯に関しては毎年 10 人前後が検挙されており、再犯者の占める割合がいずれにおいても非常に高くなっています。

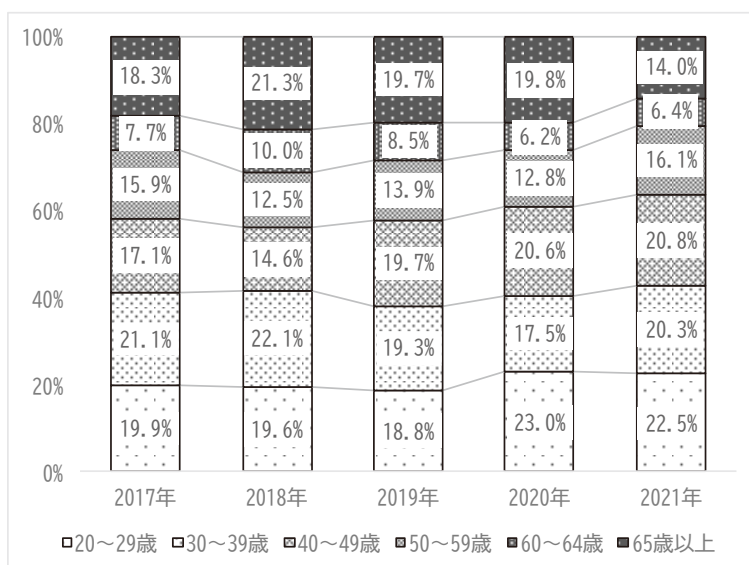
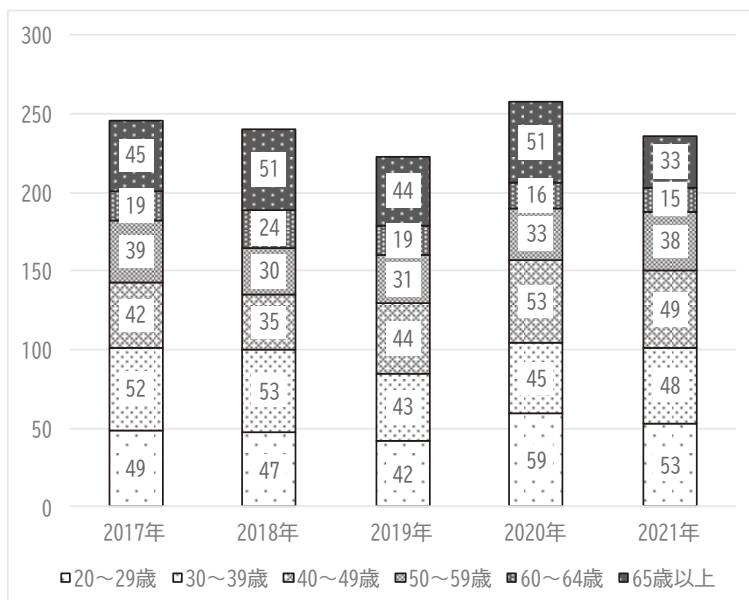
■浦添警察署管内の薬物事犯検挙者数

	覚醒剤取締法違反	再犯者率	麻薬等取締法違反	再犯者率	大麻取締法違反	再犯者率
2017年	13	92.3%	0	0.0%	0	0.0%
2018年	6	83.3%	1	0.0%	1	100.0%
2019年	1	0.0%	0	0.0%	9	55.6%
2020年	2	100.0%	0	0.0%	7	85.7%
2021年	9	77.8%	1	100.0%	1	100.0%

出典：法務省矯正局提供データ（警察署別犯罪統計データ）を基に浦添市作成

刑法犯の検挙者数について年齢別にみると、2018年には60歳以上の割合が3割を超えていましたが、その後減少傾向となり2021年には約2割（20.4%）となっています。

■浦添警察署管内の年齢別刑法犯検挙者数

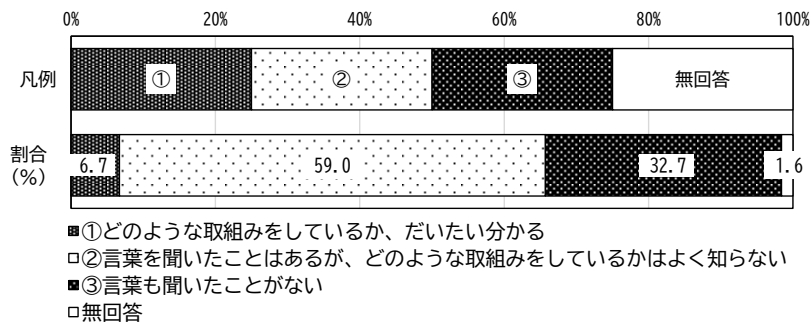


出典：法務省矯正局提供データ（警察署別犯罪統計データ）を基に浦添市作成

(4) アンケートからみる市民の認知状況

- ・再犯防止の認知度について、「言葉を聞いたことはあるが、どのような取組みをしているかはよく知らない」が59.0%と最も高く、次いで「言葉も聞いたことがない」が32.7%となっています。一方で、「どのような取組みをしているか、だいたい分かる」は6.7%にとどまっています。
- ・市民の間での再犯防止の認知度は高いと言えず、今後は市ホームページや SNS、広報誌などで分かりやすく取組みを広報していく必要があります。

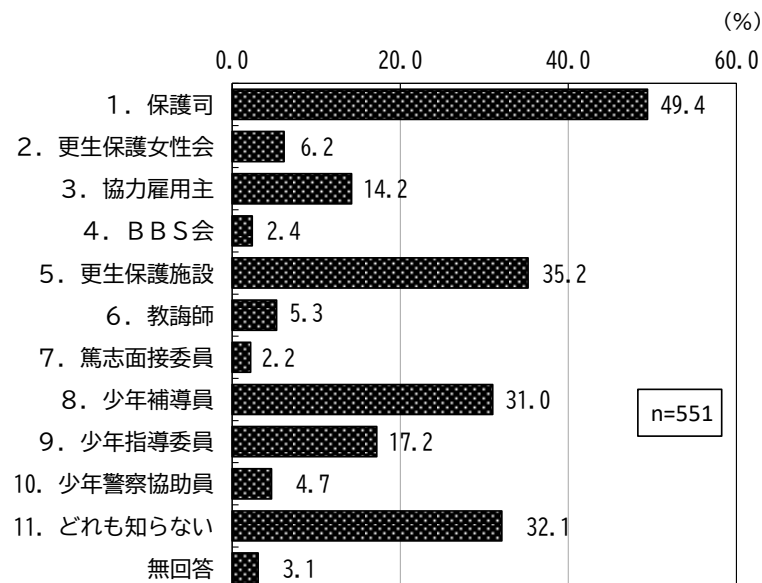
問44「再犯防止」の取組について



出典：「浦添市の福祉に関するアンケート調査報告書」令和5年3月

- ・再犯防止に協力する民間の協力者の認知度について、「保護司」が49.4%と最も高く、約2人に1人が知っている状況です。次いで「更生保護施設」が35.2%、「少年補導員」が31.0%となっています。一方、「どれも知らない」が32.1%で、約3人に1人が再犯防止の協力者について知らない状況です。

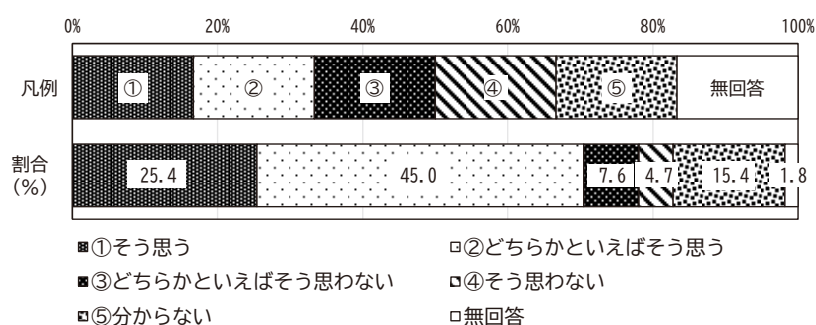
問45「再犯防止」に協力する民間の協力者の認知度（複数回答）



出典：「浦添市の福祉に関するアンケート調査報告書」令和5年3月

- ・再犯防止のための「誰一人取り残さない」社会の実現について、賛同する回答は70.4%と大半を占め、否定的な回答は12.3%となっています。
- ・性別にみると、男性の30.5%が「そう思う」と回答しているのに対して、女性は22.9%と約7ポイントの差があります。また、女性では20.9%が「分からない」と回答しているのに対して、男性は6.9%と14ポイントの差があります。このことから、女性は男性よりも慎重な立場にあり、その要因には同じ地域に罪を犯した人が住むことへの不安があると推測されます。
- ・今後、再犯防止を推進していくうえでは、罪を犯した人への支援体制を整えつつ、地域住民の理解を得ることも必要です。

問46 再犯防止のための「誰一人取り残さない」という意見について



問46 再犯防止のため「誰一人取り残さない」社会の実現が大切 × 性別 (単数回答)

上段:実数 下段横:%		合計	1. そう思う	2. どちらかといえばそう思う	3. どちらかといえばそう思わない	4. そう思わない	5. 分からない	無回答
全体		551 100.0	140 25.4	248 45.0	42 7.6	26 4.7	85 15.4	10 1.8
性別	1. 男性	203 100.0	62 30.5	92 45.3	16 7.9	17 8.4	14 6.9	2 1.0
	2. 女性	340 100.0	78 22.9	154 45.3	25 7.4	8 2.4	71 20.9	4 1.2
	3. その他	4 100.0	0 0.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0
	無回答	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0

出典：「浦添市の福祉に関するアンケート調査報告書」令和5年3月

(5) 関係団体の活動状況

国及び県の再犯防止推進計画で強調されているように、再犯防止の推進において民間協力者の存在は非常に重要です。そこで、中部南保護区保護司会（浦添市支部）及び沖縄県地域生活定着支援センターの活動を把握し、意見交換を図るため団体へのヒアリングシートの配布と対面でのヒアリングを行いました。

ヒアリングシートは中部南保護区保護司会（浦添市支部）から7名の方にご回答いただき、沖縄県地域生活定着支援センターからは、ご担当者の方からご回答をいただきました。対面でのヒアリングの際には中部南保護区保護司会（浦添市支部）から4名、沖縄県地域生活定着支援センターから1名に加えて、那覇保護観察所からも1名ご参加いただき、互いの取組みの紹介及び意見交換を行いました。以下にヒアリングの概要を示します。

■ヒアリングシート配布・対面ヒアリング実施団体

No.	団体名	実施日
1	中部南保護区保護司会（浦添市支部）	令和5年5月29日14時～
2	沖縄県地域生活定着支援センター	令和5年5月29日14時～

1) 中部南保護区保護司会（浦添市支部）（回収シート7件、対面ヒアリング）

- ・保護司の人数はあまり変わらない。現在は40人で定員数は満たしているが、地域的なアンバランスさがある。保護司候補者からは断られることがあり、その理由としては「犯罪者等の指導・援助に自信がない」、「忙しく、時間的余裕がない」、「家族の理解が得られない」などが挙げられる。
- ・保護司の不足・高齢化が懸念される中、特に課題になっていることは、「連携の不足」、「市民の認知度の不足」、「再犯を繰り返す方への対応」、「相談（面接）場所の確保」などとなっている。
- ・再犯防止推進計画を策定する際、重点的に位置づける必要があることとしては、「市民への保護司活動の周知」、「福祉部門との連携強化」のほか、「地域との連携強化」、「保護司会活動への支援」などが挙げられる。
- ・他機関との連携状況について、「保護観察官」とは強く連携できており、「市役所」、「更生保護女性会」とは一定の連携ができています。一方、「地域包括支援センター」、「基幹相談支援センター」、「自治会」等との連携は弱い。
- ・対象者は無免許運転などをしてしまった少年が多い。対象者から聞くことが多い社会復帰の悩みや不安としては、「仕事が見つからない・続かないこと」が多く、そのほか「金銭管理ができないこと」、「薬物や酒などの依存を止められないこと」、「経済的な問題」などがある。なお、保護司が関わる対象者に関しては、「浦添市自立サポートセンター・てだこ未来」と連携して就労支援を行っている。

2) 沖縄県地域生活定着支援センター（回収シート1件、対面ヒアリング）

- ・支援対象者は、帰住先のない高齢者や障がい者であり、窃盗してしまった人が多く、犯罪を繰り返してしまいやすい。業務では矯正施設出所後の帰住先探し、福祉サービスへつなぐ支援を行っている。支援対象者に前科があることについては支援に必要な範囲で情報共有を行うが、支援対象者本人の「知られたくない」という意向がある場合、支援先とつなぐ際にどこまで情報を共有するか難しいところがある。
- ・市内関係機関との連携状況について、「市役所」、「社会福祉協議会（CSW 含む）」、「基幹相談支援センター」とは一定の連携ができています。一方、「地域包括支援センター」、「市内相談支援事業所」、「市内介護事業所」との連携は弱い。
- ・対象者から聞くことが多い社会復帰の悩みや不安としては「住む場所を見つけにくいこと」、「金銭管理ができないこと」、「生きがいや趣味、役割がないこと」が多く挙げられる。
- ・支援する中で課題と感じることは、「地域の住まいが見つからない（契約の拒否含む）」、「前科を理由に福祉施設から入所や利用を断られる」、「支援対象者が相談に慣れておらず困りごとが深刻化しやすい」ことが挙げられる。特に、住まいが見つからないことについては、浦添市内への帰住希望者はいるものの、市内に受け入れてくれる施設（入所施設やグループホーム、シェアハウス等）が少ないことが課題だと考える。
- ・矯正施設等退所者の自立準備ホームとしての協力施設を増やしたり、入所施設やグループホーム等における前向きな受け入れなど、支援の連携体制の構築を図っていきたい。
- ・再犯防止推進計画を策定する際、重点的に位置づける必要があることとしては、「居住・就労の確保のための取組み」、「アルコールや薬物等の依存者への支援」、「地域生活定着支援センターとの連携強化」が挙げられる。
- ・アルコール依存の問題を理解して受け入れてくれる施設は限られている。また、その問題を抱えた方は、金銭管理がうまくできずに窃盗を繰り返してしまうほか、禁酒などの施設のルールを守れず飲酒したことに罪悪感を抱えて、入所している施設を出てしまうこともある。
- ・センターの支援対象者は、刑余者の一部の方々であるが、再犯を繰り返してしまう刑余者は家族からの支援も得られにくく、社会的にも排除されてしまうの方々である。そういった境遇の人たちを地域で受け入れられるか、住民のみんなで考える場が必要だと感じる。また、計画での位置づけは難しいかと思われるが、犯罪の被害にあった方が相談できる窓口や被害者やそのご家族への支援も大事だと感じる。

3. 具体的な取組み

罪を犯してしまった人がうまく社会とつながれず再び犯罪を行う傾向がみられます。こうした背景には、社会的困難や経済的理由から住む場所が見つからず、仕事にも就きにくく、生活困窮から抜け出せないことなどがあります。当事者が抱える困難をていねいに聴き取り、必要に応じて生活保護や就労支援等の支援策につながるよう、関係機関が連携をとる必要があります。また、地域においてはそのような複雑な背景を理解したうえで、出所者を受け入れる素地をつくっていくことも重要であり、保護司会などの活動を周知して、再犯防止に関する市民の理解促進を図る必要があります。

今後5年間の取組みの進捗を測るため、5年後の達成を目指す目標指標を設定するとともに、毎年確認する活動指標を設定します。目標指標を達成するためには、市と浦添市社会福祉協議会、地域が共通認識を持ち、地域資源を活かしながら事業を展開していくことが求められています。取組み状況を確認・共有するため、地域、福祉関係機関及び関係団体、社会福祉協議会などからの参加者により構成される「浦添市福祉保健推進協議会」において、計画期間の2年目にあたる令和7（2025）年度から、前年度分の進行管理を毎年度行います。

目標指標

項目	2018年度 (H30年度) 参考値	2023年度 (R5年度) 現状値	2028年度 (R10年度) 目標値	備考
再犯防止の認知度	—	6.7% (2023)	増加 (12%以上) (2028)	出典：R5 地域福祉アンケート調査問 44
保護司の人数	—	40人 (2023)	40人 (2028)	
保護司の認知度	—	49.4% (2023)	増加 (60%以上) (2028)	出典：R5 地域福祉アンケート調査問 45

活動指標

項目	2023年度 (R5年度) 現状値	2028年度 (R10年度) 目標値	備考
再犯防止に関する研修会の開催数	1回	1回以上	※2023年度は県福祉政策課、沖縄県地域生活定着支援センター、沖縄少年院の担当者による事業説明
再犯防止に関する施設見学の実施数	1回	1回以上	※2023年度は沖縄刑務所を見学
保護司会・更生保護女性会に関する広報回数	1回	1回以上	※2023年度は市広報誌（7月号）で特集

(1) 就労・住居の確保

背景にある問題	取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> ・初入者よりも再入者のほうが無職・住居不定の割合が高いことが分かっています。 ・保護観察対象者が無職の場合、有職者と比べて再犯率が約3倍高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労や住居の確保が再犯防止に大きく関わっていることから、無職となっている方の経済的自立の支援や、帰住先がない方の住まいの確保が重要です。 ・福祉、産業、住宅に関する庁内の各部門が連携するとともに、事業者との協力関係の構築が求められています。

[一人ひとりができること]

- ・罪を犯した人の社会復帰に対する理解を深めます。

[地域でできること]

- ・罪を犯した人の社会復帰に関する勉強会などを行い、理解を深め、社会復帰支援に取り組めます。
- ・事業者は、罪を犯した人の住まいの確保や就労に協力するため、住宅のあっせん、職業訓練、雇用の受け皿などに対応していきます。

[社協の取組み]

社－１）生活困窮者の早期発見・連携支援

[事業内容] No.1	・民生委員・児童委員や地域福祉協力員と協力し、生活に困っている市民の早期発見に努めるとともに、相談支援員や各種関係機関等と連携し自立に向けた支援を行います。
[連携先]	福祉総務課（室）、保護課

※第7次浦添市地域福祉活動計画から再掲（p.81）

社－２）住宅確保支援

[事業内容] No.2	・離職などにより住居を失うおそれの高い方への家賃相当額を支給する「住居確保給付金」による支援を進めます。
[連携先]	福祉総務課（室）

※第7次浦添市地域福祉活動計画から再掲（p.99）

[行政の取組み]

行－１）再犯防止に向けた連携強化

[主管課]	福祉総務課、福祉総務課（室）
[連携先]	保護課、産業振興課、建築営繕課
[事業内容] No.1	・罪を犯した人の社会復帰を支援するため、相談対応、住まい、就労の確保などに向け、関係者、関係機関の連携を図ります。

行－２）自立支援の実施

[主管課]	福祉総務課（室）
[連携先]	浦添市社協
[事業内容] No.2	・生活困窮者の生活基盤の早期安定に向け、関係課との連携のもと、自立生活のためのプランの作成などを行う「自立相談支援事業」や、離職などにより住居を失うおそれの高い方への家賃相当額を支給する「住居確保給付金」による支援を進めます。

※第６次浦添市地域福祉計画から再掲（p.82）

行－３）就労相談窓口の定期設置

[主管課]	産業振興課
[連携先]	—
[事業内容] No.3	・就労への意欲がある出所者からの相談にも対応するため、市役所において定期的に「地域若者サポートステーション」による相談窓口の設置を図ります。

※第６次浦添市地域福祉計画から再掲（p.84）

行－４）住宅確保要配慮者への市営住宅等の供給及び住宅セーフティネット制度の普及

[主管課]	建築営繕課
[連携先]	—
[事業内容] No.4	・高齢者、障がい者、子育て世帯、低額所得者、矯正施設退所者等住宅確保要配慮者に対し、市営住宅や市民住宅への入居機会を確保するとともに、住宅セーフティネット制度に関する各種取り組みの普及と利用を促進します。

※第６次浦添市地域福祉計画から再掲（p.100）

行－５）浦添市居住支援協議会の設置検討

[主管課]	建築営繕課
[連携先]	福祉総務課（室）、保護課、いきいき高齢支援課、障がい福祉課、こども家庭課
[事業内容] No.5	・住宅確保要配慮者の居住等支援の充実を図るため、市内の住宅関連事業者等との連携を進めていくとともに、居住等支援の検討の場となる浦添市居住支援協議会の設置を検討します。

※第６次浦添市地域福祉計画から再掲（p.100）

(2) 保健医療・福祉サービスの利用促進

背景にある問題	取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> 再犯を繰り返す人の中には支援ニーズがありながらも、誰かに頼ることができない、そもそも頼れる人がいない、原因に目を向けることを拒んでしまうなど、支援につながりにくい人々が多くいます。 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪の背景に支援ニーズがある人を的確に把握し、必要とされる福祉制度やサービスにつなげられるよう、対象者のアセスメントや関係機関との連携の充実の強化が求められています。

[一人ひとりができること]

- 罪を犯した高齢者や障がい者等の社会的背景、アルコールや薬物の依存症に対する理解を深めます。

[地域でできること]

- 罪を犯した高齢者や障がい者等の社会的背景、アルコールや薬物の依存症に関する勉強会などを行い、理解を深め、社会復帰支援に取り組みます。

[社協の取組み]

社－１）社会復帰及び地域定着の支援

[事業内容] No.3	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県地域生活定着支援センター、民生委員・児童委員、保護司などと連携し、罪を犯した人の社会復帰及び地域定着の支援に努めます。
[連携先]	福祉総務課（室）

社－２）生活支援の実施・周知

[事業内容] No.4	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に対し、必要に応じて生活福祉資金の貸付、法外援護費や食糧支援などの支援を行います。また、社会福祉協議会のホームページやSNS、広報誌などで、生活困窮者自立支援制度などについて周知します。
[連携先]	—

※第7次浦添市地域福祉活動計画から再掲（p.81）

【行政の取組み】

行－１）高齢者・障がい者の地域定着支援

〔主管課〕	いきいき高齢支援課、障がい福祉課
〔連携先〕	—
〔事業内容〕 No.6	・ 罪を犯した高齢者や障がい者が福祉サービスを受けながら地域生活を送れるよう、沖縄県地域生活定着支援センターと連携するとともに、受け入れ先となる福祉事業者との情報共有や意見交換に努めます。

行－２）アルコールや薬物の依存症に関する周知・啓発

〔主管課〕	健康づくり課
〔連携先〕	—
〔事業内容〕 No.7	・ アルコールや薬物の依存症を防止するとともに快復を促進するため、適正飲酒や薬物乱用防止、相談窓口及び自助グループについて市広報誌や市ホームページ、SNSなどで周知・啓発を図ります。

行－３）刑事司法機関との連携強化

〔主管課〕	福祉総務課
〔連携先〕	福祉総務課（室）、いきいき高齢支援課、障がい福祉課、保護課、健康づくり課、こども家庭課、市民協働・男女共同参画課、産業振興課、建築営繕課、学校教育課、こども青少年課 浦添市社協
〔事業内容〕 No.8	・ 市職員等の施設見学や研修会への参加を通じて、那覇保護観察所、那覇少年鑑別所、沖縄刑務所、沖縄少年院及び沖縄女子学園における取組みについて把握するとともに、関係機関との情報共有や意見交換を図り、出所者等が保健医療・福祉サービスにつながるよう連携強化に努めます。

行－４）支援会議の設置・運営

〔主管課〕	福祉総務課（室）
〔連携先〕	障がい福祉課、いきいき高齢支援課、健康づくり課、国民健康保険課、こども未来課、こども家庭課、こども青少年課、保護課 浦添市社協
〔事業内容〕 No.9	・ 生活困窮者自立支援法に基づいた支援会議の設置に取り組むとともに、設置後は関係機関・団体と連携しながら生活困窮者の自立に向けて支援します。

※第6次浦添市地域福祉計画から再掲（p.82）

行－５）一時生活支援事業の実施

[主管課]	福祉総務課（室）
[連携先]	浦添市社協
[事業内容] No.10	・ホームレスなど住居がなく生活に困窮している方に食事や宿泊場所の供与などを行う「一時生活支援事業」を通じて、自立に向けた相談支援を行います。

※第6次浦添市地域福祉計画から再掲（p.82）

（３）学校等と連携した修学支援

背景にある問題	取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを介して若年層が闇バイト、特殊詐欺、大麻等の売買に加担する事案が多発しています。 ・若年層への「大麻汚染」が全国的に懸念されています。中でも沖縄県は人口1万人当たりの摘発者数が全国平均よりも多くなっています。 ・少年犯罪の背景には生育環境における困難や、家庭の経済的理由、いじめの経験などがあるとされています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な気持ちからの行動が犯罪となり、その後の人生を大きく制約するような事態が起きないように、闇バイトや特殊詐欺、薬物等の危険性を十分周知するとともに、若年層が巻き込まれないための対策を早急に強化する必要があります。 ・なんらかの事情により学校に通うことが難しくなった場合でも修学を継続し、卒業・進学できるよう学校や関係機関と連携して支援することが求められています。

【一人ひとりができること】

- ・地域の子ども達へのあいさつや見守り、夜間街頭指導への参加を心がけます。

【地域でできること】

- ・非行や罪を犯した青少年が置かれていた家庭環境や、抱えていた困難に対する理解に努め、更生に向けた支援や見守りに取り組みます。

【行政の取組み】

行－１）薬物乱用防止教室等の開催

[主管課]	学校教育課
[連携先]	浦添警察署
[事業内容] No.11	・市内の小中学校において、薬物乱用防止、飲酒・喫煙防止教室等を開催し、児童生徒に対して薬物や未成年の飲酒・喫煙の有害さを伝えるとともに、万が一誘われても断ることの大切さを伝えます。

行－２）「愛の声かけ運動」・夜間街頭指導の実施

[主管課]	こども青少年課
[連携先]	こども家庭課
[事業内容] No.12	・学校と地域の協力のもと行っている、「愛の声かけ運動」（毎月第2木曜日）での早朝のあいさつや、「少年を守る日」（毎月第3金曜日）における夜間街頭指導を通じて、子どもたちの健全育成と地域住民との交流を促進します。

※第6次浦添市地域福祉計画から再掲（p.87）

行－３）無料の学習塾の利用促進

[主管課]	こども家庭課
[連携先]	保護課、学校教育課
[事業内容] No.13	・学習環境が整えられない児童生徒に対して、無料で学べる学習塾を提供し、学習支援を行います。また、関係課に情報を提供して学習塾の利用を促進します。

※第6次浦添市地域福祉計画から再掲（p.86）

行－４）不登校などの児童生徒の支援

[主管課]	こども青少年課
[連携先]	—
[事業内容] No.14	・義務教育段階の不登校などの児童生徒を対象に、教育相談室くくむい、適応指導教室いままじ、自立支援室ひなたにおいて、学校復帰及び社会的自立の支援を行います。

※第6次浦添市地域福祉計画から再掲（p.87）

行－５）いじめ等の防止・早期対応

[主管課]	学校教育課、こども青少年課
[連携先]	こども家庭課
[事業内容] No.15	・いじめ等による長期間の欠席や不登校、中途退学から社会とのつながりが切れ、非行や犯罪に至らないよう、いじめ等に対する組織的・継続的な対応の実施に努めます。

(4) 民間協力者の活動促進

背景にある問題	取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> ・現在、浦添支部の保護司は定員数を満たしていますが、今後は高齢化等により不足が生じる懸念があります。 ・保護司については市民の約2人に1人が知っている状況ですが、それ以外の民間協力者に関しては認知度が高くありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司の負担を減らし、活動しやすくするため保護司同士や関係機関との連携促進や、市民の認知度向上を図る必要があります。 ・保護司以外の民間協力者についても市民に広報し、再犯防止や更生に関わる人々やその取組みに対する市民の理解を促進することが求められます。

[一人ひとりができること]

- ・罪を犯した人の社会復帰を支援する民間協力者（保護司や協力雇用主など）に関する理解を深めます。

[地域でできること]

- ・罪を犯した人の社会復帰を支援する民間協力者（保護司や協力雇用主など）に関する勉強会などを行い、理解を深め、協力者としてともに社会復帰支援に取り組みます。

[社協の取組み]

社－１）保護司会・更生保護女性会への情報提供

[事業内容] No.5	・罪を犯した人の社会復帰につながるよう、保護司会及び更生保護女性会に対して「自立サポートセンター・てだこ未来」の事業を説明する機会を設けます。
[連携先]	福祉総務課、福祉総務課（室）、保護課

[行政の取組み]

行－１）再犯防止に関する広報

[主管課]	福祉総務課
[連携先]	—
[事業内容] No.16	・罪を犯した人の再犯防止、社会復帰に向け、地域の理解と協力を得るために、市広報誌や市ホームページ、SNSなどを通じて「社会を明るくする運動」などの広報活動を行います。

行－２）保護司等民間協力者の活動周知

[主管課]	福祉総務課
[連携先]	—
[事業内容] No.17	・罪を犯した人や非行青少年の立ち直りを支援する保護司等民間協力者の活動を周知・広報することで、保護司等民間協力者の認知度の向上を図ります。

■再犯防止に関わる協力者・団体・施設

No.	保護司	犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。保護司の定数は、保護司法（昭和25年法律第204号）により5万2,500人を超えないものと定められている。
1	更生保護女性会	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体であり、2022年（令和4年）4月現在の会員数は13万3,395人である。
2	協力雇用主	「犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者を雇用し、又は雇用しようとする事業主」のこと。
3	BBS会	Big Brothers and Sistersの略称で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体であり、2022年（令和4年）1月現在の会員数は4,400人である。
4	更生保護施設	更生保護施設は、主に保護観察所からの委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事を提供するほか、社会復帰のための就職援助や生活指導等を行う施設。
5	きょうかい 教誨師	矯正施設において、受刑者や少年院在院者等の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティアであり、2021年（令和3年）12月現在の教誨師は2,008人（前年：1,925人）である。
6	とくし 篤志面接委員	矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対して、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアであり、2021年（令和3年）12月現在の篤志面接委員は1,387人（前年：1,396人）である。
7	少年補導員	街頭補導活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。
8	少年指導委員	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。
9	少年警察共助員	非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。
10	地域生活定着支援センター	保護観察所と連携して、①刑事施設所在地において果たす役割（退所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の定着支援センターとの連絡等の事前調整を行う）と、②帰住予定地における役割（退所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う）という2つの役割を併せ持つ。

出典：1～9について法務省「令和4年版再犯防止白書」より。10については一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会「地域生活定着支援センターガイドブック令和2年度版」より。